

令和6年度 和泊中学校部活動規定(地域連携時)

和泊町立和泊中学校

1 部活動の目的等

部活動は、学校の教育活動の一環として、学校の定めた時間内(朝・放課後・日曜祝祭日等)に、生徒の希望に基づき、体育的・文化的活動等を愛好する生徒が集まり、顧問及び部活動指導員、部活動担当の指導を得て、生徒の能力や適性の発見と伸長を図り、技能の習得向上を目指し、心身の鍛練とその健全な育成を図る同好者の集团的・自主的活動である。本校生徒はいずれの部活動にも参加できる。

なお、令和6年度においては一部部活動が地域連携での活動となり、新たに部活動指導員が関わるようになる。スムーズな部活動運営になるように学校と部活動指導員、教育委員会が密に連携を取り合い生徒の心身の健全育成を目指すようにする。

2 目 標

- (1) 個性や技能を伸ばし、心とからだの健全な発育・発達を促す。
- (2) 自主活動により、集団の規律・責任・協調など社会生活態度の育成を図る。

3 部活動の形態について

令和6年度は、男子テニス部、女子テニス部、吹奏楽部は、これまでどおりとするが、部活動地域連携制度の導入に伴い、野球部、サッカー部、陸上部、男子駅伝部、女子駅伝部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、卓球部は、地域連携型の形態で活動を行うものとする。

4 指導者について

男子テニス部、女子テニス部、吹奏楽部の指導者は顧問(本校職員)とし、部活動指導員は校長が認めた者を指導者とする。なお、地域連携した部活動の指導及び大会生徒引率の主体、責任者は原則部活動指導員とし部活動担当(本校職員)が補佐するものとする。

※ 令和6年度は、地域部活動指導員には謝金が支払われ、顧問及び部活動担当が指導を行った場合の謝金は支払われないものとする。但し、本校職員が週休日、祝日に指導及び生徒引率を行う場合は特殊業務の対象とする。

※ 部活動指導員の任命については教育委員会が調整を行い校長と協議の上任命する。また、指導者として不適切な指導や言動等の理由で部活動指導員を解任する場合は校長と教育委員会が協議の上解任できるものとする。

※ 部活動の運営や指導のあり方(体罰、暴言、行き過ぎた指導など)について、年度当初に校長の責任において打合せ、研修会を行う。

5 活動内容

- (1) 顧問、部活動指導員が年間を見通した計画を作り、それに基づいて規則正しく継続して活動する。なお、部活動指導員と部活動担当者は連絡を確実に取り合うようにする。
- (2) 練習は顧問、部活動指導員、部活動担当のいずれかががついていることを原則とする。ただし、不在にする場合は同時間に活動する顧問等に練習開始・終了の見届けを依頼し、主将等に報告をさせる。 ※ ケガ、熱中症等の予防に十分留意する。

6 活動時間

- (1) 下校時刻は下記のとおりとする。ただし、時期によっては日没時刻により変更もあり得る。

月	時 刻	月	時 刻
4月～9月	18:45～19:00	12月	17:30
10月1週目～10月2週目まで	18:30	1月	17:30
10月3週目～10月末まで	18:15	2月	18:00
11月	18:00	3月	18:15

※ 地域連携した部活動の練習時間については、部活動指導員の都合により、生徒への負担、送迎の確保、保護者の確実な合意、部活動担当者への確実な連絡、学校長の承認を経た上で、上記練習時間を変更できるものとする。但し、スポーツ庁の部活動ガイドラインを原則とする。

- (2) 下記の条件を満たす試合、コンクール等の前2週間以内で、特に顧問が必要と認めた場合は、全職員の了承を得て、30分以内の延長を認める。ただし、その際は保護者の迎えを必要とする。

- ① 中体連主催の大会に出場する場合
 - ② 中体連主催の大会のシードに関わる大会に出場する場合
 - ③ 吹奏楽部に関しては、県コンクール、定期演奏会、依頼された演奏会に出場する場合

※ 地域連携した部活動に関しては(1)の特記事項に準ずるものとする。

- (3) 平日週1日（リフレッシュデー）及び土日のうち1日、合わせて週2日間の部活動の休養日を設定する。但し、(2)に当てはまる場合は、土日2日間の練習を認める。その際、平日に2日間の休養措置をとること。長期休業中の練習は顧問、部活動指導員が別に計画する。
- (4) 定期テスト前については、中間テストが5日前、期末テストが7日前から活動を中止する。ただし、テスト終了後2週間以内に試合がある場合は、校長及び職員の下承を得て1時間以内の練習を認める。

6 服 装

- (1) 活動中の服装は、その部で定められたものとする。
平日：登校は制服を原則（朝ランがある日はジャージ可）。下校は部活動の服装や体育服。
休日：登下校ともに部活動の服装や体育服。
- (2) 部室、更衣室、練習場は常に整理整頓に心掛ける。

7 入退部の手続き

- (1) 入部は、本人及び保護者が本校部活動規定を理解、熟知の上、所定の様式により申請し、学級担任、顧問、部活動担当、部活動指導員、校長の承諾を受ける。
- (2) 退部についても、本人及び保護者の連名で所定の様式により、学級担任、顧問、部活動担当、部活動指導員、校長の承諾を受ける。

8 経 費

- (1) 経費は、自己または大会出場に係る町助成金及び各部活動の育成会費からの援助で補う。
- (2) 部活動指導員に支払われる謝礼に関しては町教育委員会の定めるところによる。
- (3) 施設・設備・用具は学校の物を解放するが、私物に帰するような用具は個人で準備する。

9 大会参加

- (1) 各種大会参加については、顧問及び部活動指導員が判断し校長が承認する。その場合には、医師の健康診断（体育系）を受け、保護者の同意を得るものとする。
※ 部活動指導員は、部活動担当者と確実に連絡を取り合う。
※ 大会参加に係る事務手続きは、部活動顧問、部活動担当者が中心となっていく。
- (2) 各種大会参加に伴う町補助金申請については、本校職員が行う。
- (3) 大会参加にともなう経費の一部は、大島地区総体以上の中体連大会主催の大会については体育文化振興費の中から考慮する。

10 傷害等の補償

- (1) 日本スポーツ振興センターの給付が全員受けられるようにする。また、各部でスポーツ傷害保険にも加入することが望ましい。
- (2) 顧問、部活動担当者及び部活動指導員は、活動中に万一事故が起こった場合には、速やかに校長または教頭に連絡する。なお、事故の全てを顧問、部活動指導員、学校長で負いかねることも承知しておくこと。

11 部活動の新設・廃部

新たに部活動を新設したり、既存の部活動を廃部する場合は、部活動顧問会、職員会議を踏まえ、また、次年度の部活動地域移行を視野に入れ、町教育委員会と協議の上、校長の判断において決定する。

12 その他

- (1) 各部活動間の連絡調整のため、顧問、部活動指導員、担当者会を必要に応じて開き、部活動の運営の円滑を図る。
- (2) この部活動規定に反したり、非行・学力の顕著な低下が見られた場合は、その個人あるいは、その該当部活動の活動を停止、さらに、大会への出場停止や休部させることもありえる。
- (3) 文武両道を目指す。
- (4) 原則として3年生の部活動は、最後の大会をもって引退とする。ただし、スポーツ推薦の者は、別途協議する。

<注> 令和6年度は、地域連携される部活動と地域連携されない部活動が混在することになる。
そのため、職員の関わり方を区別するために、男子テニス部、女子テニス部、吹奏楽部に関わる職員は顧問、副顧問、地域連携される部活動に関わる職員を部活動担当と呼ぶことにする。